

# 令和7年度 瀬戸市立水南小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめは、児童の心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、その生命または身体に危険を生じさせる恐れのあることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てます。
- (2) すべての児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめ防止及び解消のため、学校は、瀬戸市、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、組織的に取り組みます。
- (3) 学校は、本基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置づけるとともに、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止のための取組の改善を図ります。

## 2 いじめ防止の基本的対策

### (1) いじめ防止等のための組織

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教員（校長、教頭、教務主任、校務主任、いじめ・不登校対策委員、保健主事、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、当該担任）によりいじめ・不登校対策委員会を設置します。

状況に応じて、スクールカウンセラー（以下SC）、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）、関係機関等の外部者を加えます。

### (2) 未然防止のための取組

道徳教育だけでなく、教育活動全体を通して、人権を尊重するという価値観を自覚させながら、集団の価値観にまで高めるようにします。なお、他者と良好な関係を築くための「はっぴーすまいるタイム」は毎週1回行い、自己理解・他者理解を深め、自己有用感を高めます。また、異学年間の交流活動として、「縦割り班清掃」や「児童会行事」を行い、人の役に立ったり、人から親切にされたりする経験を重視します。

<年間計画>

|    |                                                              |     |                                        |
|----|--------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------|
| 4月 | いじめ防止基本方針のHP掲載                                               | 11月 | QUアンケート(4年生以上)                         |
| 5月 | QUアンケート(4年生以上)<br>生活リズムばっちり週間<br>教育相談アンケート<br>教育相談(5/7～5/31) | 12月 | 個人懇談<br>人権週間(校長講話 等)<br>学校評価アンケート実施    |
| 7月 | 個人懇談<br>情報モラルの授業                                             | 1月  | 生活リズムばっちり週間<br>学校評価アンケートの分析<br>および結果公表 |
| 8月 | 生活リズムばっちり週間                                                  |     | 教育相談アンケート                              |
| 9月 | 教育相談アンケート<br>教育相談(9/2～9/30)                                  |     | 教育相談(1/8～1/31)                         |
|    |                                                              | 2月  | 次年度学校経営方針の決定                           |

### (3) 早期発見のための取組

#### ① 児童との信頼関係の構築

普段の学校生活全般に目を配り、児童とのコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい信頼関係を築くように努めます。

#### ② 欠席日数や遅刻早退とその理由の把握

養護教諭と連携し、欠席日数や遅刻早退とその理由を日頃から把握します。

#### ③ 児童に関する情報共有の場

「児童理解を深める会」を打ち合わせ後週2回実施し、職員全員が情報を共有できるようにします。必要に応じて、いじめ・不登校対策委員会を開催します。

#### ④ 定期的なアンケート調査と教育相談の実施

定期的に教育相談アンケートを実施し、担任と児童との個別面談の時間を設けます。

### (4) いじめ発生時の対応

#### ① いじめの発見・通報を受けた時

いじめの判断は、いじめられた児童の立場に立って行います。発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まずに、複数の教職員、いじめ・不登校対策委員会等で情報を共有し、共通理解のもと、速やかに対応します。

#### ② いじめの事実確認

被害者と加害者の双方から複数の教職員で聞き取りを行います。また、他児童からの情報収集により、より客観性のある事実確認となるようにします。

#### ③ 被害者と加害者の双方の支援

被害者と加害者の双方へ必要な教育上の配慮・指導をするとともに、速やかに保護者に事実関係を伝えます。そして、保護者の声にも耳を傾け、児童・保護者の不安や困り感を取り除けるように努めます。

#### ④ SC・SSWer等との連携

必要に応じて、SC・SSWer・外部関係機関等と連携し、被害者と加害者の双方の支援を行います。

#### ⑤ ネットいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために速やかに削除する措置をとります。必要に応じて外部機関の協力を求めます。

## 3 重大事態発生時について

### (1) 重大事態の定義

次の2点のいずれかに該当する案件が生じたとき重大事態とする。

#### ① 児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

#### ② 児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

### (2) 重大事態発生時の対応

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに瀬戸市教育委員会に報告します。そして、教育委員会の指示を受けて、教育委員会の指導のもと、適切に対応します。

## 4 その他

(1) 適切な児童理解のため、外部の専門家を講師とした校内研修を実施します。

(2) 毎月始めに、前月の「いじめの報告書」を瀬戸市教育委員会に提出します。